

# Progress～進歩～

## 一期一会

3月号  
2008年3月1日発行  
三宅税理士事務所  
(南)シーエムエス  
倉敷市中島2370番地14  
TEL 086-466-1255  
FAX 086-466-1288  
第10号  
発行担当者:吉原美保子

### 一給与計算について一

今年は、雪もよく降り寒い冬でしたがお元気で過ごしてでしょうか。今月のテーマは給与計算です。3月分より介護保険料が変わりますので今1度ご確認ください。



#### 給与支給総額を計算します

1. 基本給などの固定的なものを給与明細に記入します
2. 残業手当など変動するものを計算し記入します  
時間外労働手当.....+25%  
休日労働手当.....+35%  
深夜労働手当.....+25%
3. 通勤手当...他の手当と違って一定金額まで所得税がかかりません(右表参照)  
! 所得税が非課税となっている部分についても、社会保険料等の対象にはなりません
4. 総支給額...1+2+3...を計算し記入します

#### 控除額を計算します

##### 1. 社会保険料等の控除

- 健康保険料
- 介護保険料(40歳以上65歳未満の人)
- 厚生年金保険料
- 雇用保険料.....

従業員毎に標準報酬月額が決まっています。3月分より介護保険料が変更になっていますので「平成20年3月分からの健康保険・厚生年金保険料額表」で記入しましょう。

毎月の総支給額に一般の事業は0.6%  
農林・水産・清酒・建設の事業は0.7%  
を掛けて計算します。(毎月変動)

西・建設

##### 2. 源泉所得税の控除

総支給額ー通勤手当の非課税分ー社会保険料等＝社会保険料控除後の給与等の金額  
平成19年1月以降分源泉徴収税額表を使って税額を求めます。  
月給者...月額表...甲欄...「給与と所得税の扶養控除等申告」を提出している人  
乙欄... " 提出していない人  
日給者...日額表...甲欄...「給与と所得税の扶養控除等申告」を提出している人  
乙欄... " 提出していない人  
日雇賃金...日額表...丙欄

##### 3. 住民税の控除

住民税は社会保険料等や所得税と違って会社で計算する必要はありません  
毎年5月31日までに市町村より届く「市区町村民税、都道府県民税特別徴収額通知書」  
によって通知された金額を控除します。! 6月分は7月以降分と金額が違います  
4. 以上が法定控除と呼ばれるものですが、これ以外で給与から控除出来るのは  
労使協定による控除で 社宅・寮費・親睦会費・財形貯蓄などがあります  
(労使協定...会社と従業員の代表があらかじめ協定を結んでおく事)

#### 支払いをします

- 総支給額から控除額の合計を差し引いて、賃金支払いの5原則に従って支払います
1. 通貨払いの原則...給与は通貨で支払う 現物給与や小切手・手形は認められていません  
口座振込は従業員の同意があればOK
  2. 直接払いの原則...従業員本人に直接支払う 例外: 病気で休んでいる・長期出張中で  
本人の同意のもと配偶者などに支払うことは認められています
  3. 全額払いの原則...全額を支払わなければなりません
  4. 毎月払いの原則...少なくとも毎月1回は支払わなくてはなりません
  5. 一定期日の原則...月給制では、毎月10日・毎月25日・毎月末のように日を決めます  
毎月第1月曜日のような決め方は認められません  
週休制では、毎週月曜日でOK

#### 以上で給与計算も終わり支払いも済ませました

- 後は 社会保険料の納付 社会保険事務所より納入告知書が送られてきます  
ほとんどの場合自動振替にて支払われます  
雇用保険料は年1回5月に労災保険料とともに労働基準監督署に納付します  
(概算保険料が40万円以上の場合申請により3期に分けて納付ができます)  
徴収した月の翌月10日までに納付します  
10人以下の事業所で税務署に「納期の特例・納期日の特例」の届出書を  
提出していれば半年に1度7月10日と1月20日に納付します  
(1月20日は過去に納付の遅れや未納税額があれば1月10日期限になります)  
徴収した月の翌月10日までに納付します  
10人以下の事業所で市町村に納期の特例の承認を受けていれば  
12月～5月に預かった分は6月10日・6月～11月に預かった分は12月10日迄に  
納付します



## 〈3月のスケジュール〉

日	曜日	
10	月	*2月分源泉所得税・住民税の特別徴収金額の納付期限
17	月	*19年分所得税の確定申告期限・納付期限(振替納税は4月22日) *19年分贈与税の申告期限・納付期限 *個人の青色申告の承認期限
31	月	*個人:19年分消費税・地方消費税の確定申告期限・納付期限(振替納税は4月24日) *1月決算法人の確定申告・納付期限 *7月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の4月・7月・10月決算法人)

## 〈交通費の非課税限度額〉

区分	課税されない金額
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)
② 自転車や自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道45キロメートル以上である場合 24,500円 〔運賃相当額が24,500円を超える場合には、その運賃相当額(最高限度 100,000円)〕
	通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合 20,900円 〔運賃相当額が20,900円を超える場合には、その運賃相当額(最高限度 100,000円)〕
通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	16,100円 〔運賃相当額が16,100円を超える場合には、その運賃相当額(最高限度 100,000円)〕
	通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合 11,300円 〔運賃相当額が11,300円を超える場合には、その運賃相当額(最高限度 100,000円)〕
通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	6,500円
通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,100円
	通勤距離が片道2キロメートル未満である場合 (全額課税)
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円)
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額との金額との合計額 (最高限度 100,000円)

## 《将軍の日開催》

元氣玉利益計画書の作成会議  
をされる会社を募集いたします  
当事務所にて、経営者の皆様による  
自社の利益計画書作成を行ってみませんか?  
社長様の想いを数字にし、形にしてゆく事で  
貴社のよりよい未来をつかみましょう!  
申し込みお待ちしております

## 〈知っとく情報〉

そろそろ春がやってきますね。今年の春分の日  
は3月20日です。国民の祝日で春分の日と秋分の日、  
国立天文台の算出する天文学的春分日を基にして  
閣議決定され、前年の2月に官報で告示されます。  
天文学に基づいて年ごとに決定される国民の祝日は  
世界的にも珍しいそうです。  
春分の日と秋分の日には昼と夜が同じ長さになり、  
太陽が真西に沈みます。  
極楽浄土は西の方角にあると考えられている為、  
真西に沈む太陽が極楽浄土へ通じるものとして、  
季節の変わり目のこの時期に太陽とご先祖様と  
収穫を感謝してお彼岸が定着したそうです。  
春彼岸には「ぼた餅」、秋彼岸には「おはぎ」をお供えし  
季節とご先祖様に感謝しお墓参りもいいですね。